

3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組

(1) かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上

うつ病の患者の多くが、内科等の精神科以外の医療機関にかかっているという報告もあり、厚生労働省では、生涯教育等の機会を通じ、精神科以外の診療科の医師に対して、うつ病等の精神疾患について診断・治療技術の向上を図ることとしており、平成20年度から精神科を専門としない医師を対象とした「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修」を実施している。23年度からは、医師以外の保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等も対象に加え、研修の充実を図っている。

(2) 教職員に対する普及啓発等の実施

文部科学省では、平成22年度から、各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭などの管理職を対象に、児童生徒の自殺予防への関心を高めるとともに、自殺予防に必要な基礎的知識の習得と理解を図ることを目的として全国4ブロック（27年度は東京、京都、仙台、福岡）で「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催している。

高等教育段階については、大学等の学生関係副学長・部課長等を対象とした会議等の様々な機会を通じて、学生の自殺防止に対する指導の充実・徹底の周知を図っている。

また、独立行政法人日本学生支援機構では、平成27年度に、「心の問題と成長支援ワークショップ」として、大学等の教職員を対象に、自殺を含む学生の心の問題や成長支援に関する課題やニーズについてのワークショップを開催し、学生支援を担当する教職員個々の専門的知識・ノウハウの修得を促進した。

性同一性障害に係る児童生徒に対しては、児童生徒の心情に十分配慮した適切な対応が必要であり、教職員等の理解を促進するため、各教育委員会の生徒指導や人権教育の担

当者が出席する会議において、性同一性障害に係る児童生徒の心情に十分配慮した対応を行うことを引き続き要請するとともに、平成27年4月に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知し、学校における適切な教育相談の実施等を促している。

また、平成28年4月、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」の教職員向け周知資料を公表し、全国の教育委員会等に周知した。

(3) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上

地域保健行政を行う都道府県・市区町村の保健所又は保健センター等では、心の健康等に関する相談を行っているが、地域保健・健康増進事業報告によると、全国の保健所及び市区町村における心の健康づくりに関する相談件数は、平成17年度の61,329件から、26年度には159,440件と、10年間で約2.5倍に増加しており、保健所等における相談窓口の機能はますます重要となっている。自殺予防総合対策センターでは、自治体、保健所、精神保健福祉センター、精神科医療機関、民間団体等で自殺予防に関する相談業務に関わっている者の資質向上のため、専門的な研修の企画、実施、自治体等における研修への協力を行っている。平成27年度の研修（計4回）には346人が受講した。

また、職場でのメンタルヘルス対策を含む産業保健活動を推進するため、全国の産業保健総合支援センター等において、産業医、保健師等を始めとする産業保健スタッフ等に対し研修を実施している。

(4) 介護支援専門員等に対する研修の実施

介護支援専門員等は、要介護者等の要望や心身の状況、置かれている環境等を適切に把握し、誰もが安心した生活を営めるよう、自立支援に資するサービスを多職種連携により総合的に提供する役割を担っている。厚生労働省では、これらの介護支援専門員等の介護サービスに従事する者の研修等の機会を通じ、心の健康づくりや自殺予防に資する知識の普及を図ることとしている。

(5) 民生委員・児童委員等への研修の実施

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立った相談・援助等を行う地域福祉推進の中心的担い手である。民生委員・児童委員が、様々な理由により生活上の困難を抱える地域住民に対して支援を実践していく中で、地域における心の健康づくりや自殺予防につながることを期待される。

厚生労働省では、このような民生委員・児童委員の資質向上を図るため、都道府県等に対し、相談援助活動を行う上で必要不可欠な知識及び技術を修得させる研修事業へ補助を実施している。

(6) 連携調整を担う人材の養成の充実

自殺予防総合対策センターにおいて、平成19年度から、自殺対策を企画立案する自治体の担当者がその企画立案能力を修得することを目的として、自殺対策の企画立案に携わる者等を対象とした「自殺総合対策企画研修」を行い、27年度は34の都道府県から78名が受講した。

内閣府では、地域における関係機関、関係団体、民間団体、専門家、専門家以外のゲートキーパー等の連携を促進するための関係者間の連携調整を担う人材を養成するため、自治体、関係団体、民間団体等の関係者を対象として、東日本・西日本の各ブロックで「自

殺対策官民連携協働ブロック会議」を開催した。また、同会議に併せて、地方公共団体が自殺の実態、地域の実情に応じた対策を企画、立案、実施できるようにするため、「自殺対策人材養成研修」を開催した。

(7) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上

自殺統計によると、平成27年の自殺の原因・動機の第2位は「経済・生活問題」であり、このうち多重債務を原因として667人が自殺している。このような状況を改善するため、社会全体で多重債務問題の解決に向けた取組を進めていくことが求められている。

政府としては、平成19年4月に、多重債務問題の解決に向けて関係省庁及び関係機関が取り組むべき施策をまとめた「多重債務問題改善プログラム」を策定しており、同プログラムに基づき、取組が進められている。

特に多重債務者に対する相談窓口については、都道府県、市区町村、財務局等で多重債務相談を行う職員及び相談員の資質の向上のために、平成19年に多重債務者相談に当たる職員及び相談員を対象とした「多重債務者相談マニュアル」（冊子及びDVD）を作成し、全国の自治体等に配布した。23年8月には、同マニュアルを大幅に改訂した「多重債務者相談の手引き」を金融庁・消費者庁において作成・公表し、全国の自治体等に配布するとともに、同年12月より、財務局等において実施している自治体の人材育成の支援のための研修に際して、同手引きの内容の普及を図っている。同手引きにおいては、心の問題・心のケアへの対応についての項目が新たに追加され、適切な相談対応の方法や、相談者を専門家につなぐ際の留意事項等について記載されている。さらに、金融庁では、金融サービス利用者相談室の相談員に対して、28年2月に、映像（内閣府作成（「こころのサインに気づいたら」）ゲートキーパー養成研修用DVD）を利用した研修を行い、多重債務等相談者に対応する際の相談員の資質向上に努

めている。

また、消費者庁では、地方消費者行政推進交付金等により、例えば多重債務問題に関する研修の実施など地方公共団体が実施する取組に対する支援を行っているほか、独立行政法人国民生活センターにおいても、地方公共団体の消費生活相談員に対し、多重債務問題に関する研修を実施するなどの支援を行っている。

厚生労働省では、ハローワークの職員に必要とされる職業相談技法の修得のための研修の中にメンタルヘルスについての研修を盛り込み、職業相談を実施する職員が、メンタルヘルスについての正しい知識を修得できるようにしている。ハローワークの職業相談窓口においては、求職者の抱えている問題を把握し、これを踏まえた的確な支援を適時適切に実施することが求められていることから、ハローワークの職員が、引き続き専門的なサービスを提供することができるよう、各都道府県労働局において、キャリア・コンサルティング研修等を実施している。

(8) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

公的機関の職員が業務として自殺者の遺族等に対応する場合には、名誉及び生活の平穏を不当に侵害することのないように十分配慮しなければならない。このため、警察では、警察職員が自殺者、自殺者の遺族、自殺未遂者等に関係する業務に従事する場合には、自殺者の名誉や自殺者の遺族、自殺未遂者等の心情等を不当に傷つけることのないよう、適切な遺族対応等に取り組んでいる。

また、消防では、消防職員が遺族等に対して適切な対応を図れるよう、各消防本部や各消防学校での教養訓練を通じて、消防職員の資質の向上に取り組んでいる。

(9) 研修資材の開発等

厚生労働省では、前述の「自殺未遂者及び自殺者遺族等へのケアに関する研究」におい

て、地域の精神保健従事者が研修資材として活用できるものとして、自殺未遂者のケアに関する救急医療従事者向けのガイドラインや自死遺族等へのケアに関するガイドラインを作成した。

また、自殺予防総合対策センターにて、地方公共団体及び民間団体で相談に従事する者に対する研修の企画実施に協力している。

(10) 自殺対策従事者への心のケアの推進

保健所の保健師や民間の電話相談の相談員等自殺予防や遺族支援に従事する者は、時には相談者を助けることができないこともあるなど強いストレスにさらされることも多く、いわゆる“燃え尽き症候群”等で自らの心の健康を損なうおそれもある。

このため、自殺予防総合対策センターにおいて実施している相談支援に関する研修カリキュラムの中に、相談員自らの心の健康を維持するための対応方法についての内容を盛り込んでいる。

(11) 様々な分野でのゲートキーパーの養成の促進

平成22年9月に厚生労働省自殺・うつ病対策プロジェクトチームが取りまとめた「過量服薬への取組」において、薬剤師には、向精神薬乱用が疑われる患者への声かけや必要に応じた処方医への疑義照会等により、過量服薬のリスクの高い患者の早期発見、適切な受診勧奨等の役割が期待されている。これを受けて公益社団法人日本薬剤師会では、服薬情報を一元的・継続的に把握し重複投薬の防止などを実施するかかりつけ薬剤師・薬局の推進のほか、都道府県薬剤師会に対して薬剤師を対象とした研修会の開催を呼びかけ、過量服薬防止や自殺予防を念頭に置き、きめ細やかな服薬指導や服薬状況の確認、適正な服薬に関する支援等、患者と薬の関係をより丁寧に支援することを始め、処方医や専門機関との連携等を促進するなどの取組を実施している。

また、理容師については、平成24年度から全国理容生活衛生同業組合連合会において組合又は支部ごとにゲートキーパー講習を開催し、ゲートキーパーの養成に努めている。

内閣府では、平成27年度の「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」において、ゲートキーパーとしての役割が期待される団

体等に対して、ゲートキーパーとしての取組を行ってもらうための協力の呼びかけを行った。また、必要な基礎的知識の普及を図るため、ゲートキーパー手帳及びゲートキーパー養成研修用DVDをホームページ上に掲載している。

4 心の健康づくりを進める取組

(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

「労働安全衛生調査（実態調査）」（平成25年）（厚生労働省）によると、仕事や職業生活に関して強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者は5割を超えている。また、「過労死等の労災補償状況」（平成26年度）（厚生労働省）をみると、精神障害に係る労災請求件数、支給決定件数はともに過去最多となっている。このように、労働者のメンタルヘルス対策が重要な課題となっている中で、労働者のメンタルヘルスの不調の未然防止を図るため、ストレスチェック（心理的な負担の程度を把握するための検査）の実施を事業者が義務付ける（ただし、従業員50人未満の事業場については、当分の間努力義務）こと等を内容とする改正労働安全衛生法が26年6月に公布され、27年12月から施行された。事業場におけるストレスチェックの実施により労働者自身の気づきを促すとともに、その結果を踏まえた面接指導と事後措置が適切に行われるよう、制度の周知・支援等を進めることとしている。

また、事業場の取組を支援するため、全国の産業保健総合支援センターにおいて、管理監督者への教育研修、職場復帰支援プログラムの作成など、職場のメンタルヘルス不調の未然防止から職場復帰支援に至るまで、職場のメンタルヘルス対策の総合的な支援を実施している。さらに、産業医の選任が義務付けられていない50人未満の労働者を使用する小

規模事業場に対しても、メンタルヘルス対策の取組が促進されるよう、ストレスチェック制度に関する助成金制度を設けるとともに、産業保健総合支援センターの地域窓口において、メンタルヘルス対策に係る相談、ストレスチェックの結果、ストレスが高いと判断された労働者に対する医師の面接指導等を実施している。

さらに、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」（<http://kokoro.mhlw.go.jp/>）において、事業者、産業保健スタッフ、労働者やその家族等に対して、メンタルヘルスに関する基礎知識、事業場の取組事例等の情報提供を行っているほか、平成26年度からはメール相談を実施するなど、職場のメンタルヘルスに関する様々な取組を展開しているところである。

なお、過重労働による健康障害については、長時間労働が行われているおそれがある事業場に対して重点的に監督指導を実施し、健康診断、医師による面接指導等の実施状況について確認するとともに、必要な指導を行っている。また、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備を推進している。さらに、小規模事業場に対する支援として、全国の産業保健総合支援センターの地域窓口において、長時間労働者に対する医師の面接指導を実施している。

また、平成27年度から、働く人のメンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関する電話相談窓口として「こころほっとライ

ン」を開設し、労働者やその家族等からの相談に応じている。

過労死等の防止のための対策については、平成26年11月1日に施行された「過労死等防止対策推進法」(平成26年法律第100号)に基づき、過労死等防止対策推進協議会の意見を聴いた上で、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成27年7月24日閣議決定)を策定した。さらに、この大綱に沿って、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の対策に取り組んでいる。

そのほか、各都道府県に設置している地域障害者職業センターにおいてうつ病等による休職者の職場復帰支援(リワーク支援)を実施している。休職者本人、事業主、主治医の3者の合意のもと、生活リズムの立直し、体調の自己管理・ストレス対処等適応力の向上、職場の受入体制の整備に関する助言等を行い、うつ病等による休職者の円滑な職場復帰を支援している。

また、全国の主要なハローワーク等において、臨床心理士、弁護士等の専門家による巡回相談を実施している。

さらに、47都道府県と全国364の地域(二次医療圏)に設置されている「地域・職域連携推進協議会」において地域保健と職域保健が連携して、地域の実情に応じたメンタルヘルス対策推進のための事業を実施している。職場におけるセクシュアルハラスメントは、労働者の心身の健康に影響を及ぼすものであり、メンタルヘルスの観点からもセクシュアルハラスメント対策の充実を図る必要がある。このため、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)では、労働者及び事業主等からの相談に適切に対応するとともに、事業主のセクシュアルハラスメントに関する雇用管理上の措置義務を徹底するため、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(昭和47年法律第113号)及び「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき措置につい

ての指針」(平成18年厚生労働省告示第615号)の内容について、周知・啓発を図り、措置を講じていない事業主に対しては是正指導を行っている。

メンタルヘルス不調を引き起こす可能性のあるパワーハラスメントについては、平成23年度に、職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議を開催し、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を取りまとめた。厚生労働省では、この問題に取り組む社会的な気運を醸成するためのリーフレット等を作成し、都道府県労働局等を通じて配布しているほか、啓発用Webサイト「あかるい職場応援団」(<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>)を開設し、対策に取り組んでいる企業の紹介、社内アンケートや就業規則のひな形、研修資料、パワーハラスメントに関する動画や裁判事例の掲載等、様々な情報を提供している。また、企業がパワーハラスメント対策の基本的な枠組を構築する際に参考となる「パワーハラスメント対策導入マニュアル」を策定し、これを活用したパワーハラスメント対策支援セミナーを全国規模で開催している。

(2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備

精神保健福祉センターや保健所における心の健康相談機能を向上させるとともに、自殺対策連絡協議会等を通じて、精神保健福祉センター等の地域保健分野の機関と、産業保健分野、教育機関、医療機関、地方自治体、民間団体が連携し、地域における心の健康づくりを推進することが重要である。

平成21年度以降は、地域自殺対策緊急強化基金及び地域自殺対策強化交付金により、都道府県及び市区町村において、関係機関が連携して自殺対策に取り組むためのネットワークの構築、研修の実施による相談員等ゲートキーパーになり得る人材の養成、電話相談や対面相談事業の実施による相談体制の強化、講演会の開催やパンフレットの配布、睡眠

キャンペーンの実施等による普及・啓発、住民に対するメンタルヘルスチェックの実施による心の健康に関する意識の向上及び心の不調の早期発見の推進、調査・分析の実施による各地域の状況の把握と効果的な対策の検討等により、総合的な心の健康づくり対策に取り組んでいる。

自殺予防総合対策センターにおいて、自治体、精神保健福祉センター、保健所、民間団体等に対する研修を行い、地域における心の健康づくりの推進を支援している。また、関係機関相互間における連携体制の構築を図り、円滑な連携を図ることを目的として、平成18年から全国レベルでの「自殺対策ネットワーク協議会」を開催し、関係機関における連携体制の推進を図っている。さらに、「科学的根拠に基づく自殺予防総合対策推進のためのコンソーシアム」準備会（以下「コンソーシアム」という。）を発足させ、学術団体・研究機関、地方公共団体、関係団体及び民間団体等の連携による自殺対策に関する科学的根拠の創出、集約及び情報発信に取り組むこととした。26年度には、応用統計、宗教学の専門家をコンソーシアムの委員会に迎えて学際的な検討体制を強化した。また、ニューズレターを4回発行するとともに、若年者支援にかかわる学際的な領域の研究者・援助者を招集して若年者のワーキンググループを設置し、26年度末には報告書を刊行した。

また、全国に約1万5,000館が存在する公民館を始めとした社会教育施設は、様々な世代が交流する地域の拠点施設となっているものが多い。

平成25、26年度と実施した、地域の様々な現代的課題解決に取り組む公民館等の取組を支援する「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」の成果を踏まえ情報提供を行い、引き続き公民館等の社会教育施設における自主的な取組を促進する。

また、都市公園は、健康づくりやスポーツ・レクリエーション、教養・文化活動等、様々な余暇活動の場や、身近な自然との触れ

合いの場として、心身の健康を育む機能を有している。このため、国土交通省では、地域住民が集い、憩うことのできる環境の形成を図るため、歩いていける身近な都市公園の整備を計画的に進めることとしている。

さらに、農林水産省では、農山漁村における高齢者が安心して活動し、暮らせるよう、高齢者の生きがい発揮に資する取組を支援し、快適で安心な生産環境・生活環境づくりを推進することとしている。

(3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備

ア 学校における健康相談等の充実

メンタルヘルスなど多様化、深刻化している子供の現代的な健康課題を解決するためには、学校内の組織体制が充実していることが基本となる。

このため、文部科学省では、全ての教職員が子供の心身の健康に関する問題について、児童生徒や保護者等に対して、関係者が連携し相談等を通して問題の解決を図り、学校生活によりよく適応していけるよう支援するためのシンポジウムを開催した。

また、養護教諭は、学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を担うべき存在であることから、文部科学省では、養護教諭を対象とした各種研修会等を開催し資質の向上に努めるとともに、養護教諭がその役割を十分果たせるようにするための環境整備等を積極的に進めている。

イ スクールカウンセラー等を活用した教育相談体制の充実について

現代社会の変容に伴い、児童生徒が直面する問題はますます複雑多様になっており、様々な問題は、親と教員だけで解決できないことも多い。こうした多種多様な要因を背景とした児童生徒の相談に対して、教員という教育の専門家のほか、スクールカウンセラーのような臨床心理の専門家を活用して臨むケースが増えており、学校における相談体制

において、今やスクールカウンセラーは不可欠の存在になりつつある。

また、児童生徒が置かれた様々な環境に働き掛けたり、児童相談所等の関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な方法を用いて問題を抱える児童生徒を支援するために、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置する学校、教育委員会が増えている。

文部科学省では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に必要な経費の補助を行っており、引き続き取組を継続し、教育相談体制の充実に努めることとしている。

ウ 学校における労働安全衛生管理体制の整備

労働安全衛生管理体制の整備は、教職員が意欲と使命感を持って教育活動に専念できる適切な労働環境の確保に資するものであり、ひいては、学校教育全体の質の向上に寄与する観点から重要である。このため、文部科学省では、公立学校等における労働安全衛生管理体制の状況について調査を行うとともに、担当者会議や通知の発出等を通じて、学校における労働安全衛生法に基づく管理体制の整備を促しているところである。引き続き、体制の整備が進められるよう取り組むこととしている。

(4) 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

東日本大震災から5年以上が経過し、住宅再建が進む一方で、なお多くの被災者が長期避難を余儀なくされている。このような被災者の避難の長期化が見込まれる中で、平成25年には、被災者の健康面を中心とした影響等に対応するため、復興大臣を座長とし、関係府省局長級により構成するタスクフォースを立ち上げ（平成25年11月）、「施策パッケージ」を策定した（同年12月）。

また、平成26年7月には、見守り等の支援体制の充実、住居に係るコミュニティ形成への工夫、被災者の「心」の復興、子供に対する支援など、現場における多岐にわたる課題に対応する「被災者の健康・生活支援に関する総合施策」を策定し（26年8月25日）、27年1月には、50の対策からなる「被災者支援（健康・生活支援）総合対策」を策定した。

この「総合対策」は、施策の具体化と新たに追加した取組により、仮設住宅等で避難生活を送られる被災者の方々の心と体の健康への支援や災害公営住宅でのコミュニティ形成への支援、被災者支援の総合的な推進等に取り組むための50の対策を取りまとめたものである。

避難の長期化や被災者の分散化などによる様々な課題に対応するため、この「総合対策」をもとに、見守り活動の推進に必要な相談員等の確保やコミュニティ形成の支援、被災者の人と人とのつながりをつくり、生きがいを持って暮らしていただくための「心の復興」事業など、被災者支援に当たっている。

消費者庁では、関係府省、地方公共団体及び消費者団体等と連携した食品と放射能に関する情報提供や消費者との意見交換会など、リスクコミュニケーションを通じ、食品中の放射性物質に関する正確な理解の増進を図っている。

こうした取組によって、消費者が将来の健康に対して過度の不安に陥ることなく、自ら安全な食品を選択することを可能とし、ひいては第一次産業従事者等の生産意欲を喚起することにもつながるものと期待している。

COLUMN 6

被災地における取組について

ふくしま心のケアセンターによる被災地住民への自殺対策の取組

【事業の背景】

福島県においては、地震・津波災害に加え、原発災害の特殊性から今なお10万人近い住民が避難生活を余儀なくされている。そして、例えば震災関連死、なかでも震災関連自殺は他被災県に比して突出して多く（警察庁まとめ）、また最近の福島県の自殺統計の解析結果からも、震災後一旦低下した自殺傾向が再び上昇に転じつつある傾向が認められる。これらのことから被災住民への自殺対策が急がれている。

【事業内容】

1 ふくしま心のケアセンターの紹介

ふくしま心のケアセンター（以下当センター）は、厚労省の予算（被災者の心のケア事業支援費補助金）を県が受託した形で運営されている。震災後ほぼ1年経過して設立され、被災者のメンタルヘルスを行う大きな拠点としての役割を担っている。40名程度の様々な専門職（保健師・看護師、ソーシャルワーカー、臨床心理士など）が県下5か所の方部センターに分かれ、市町村や他の既存支援組織と連携しながら活動している。具体的な活動内容は、①アウトリーチ（訪問）サービス、②サロンなどの集団活動、③電話相談、④専門職支援や研修、⑤各種講演など多岐にわたる。

2 当センターの自殺予防の試み

(1) 訪問等による相談対応における自殺予防

訪問や来談者サービス、あるいは電話相談において、希死念慮等の訴えがある住民の対応を行っている。以下の表には、最近の自殺リスクを有した住民への相談件数を記載している。例年5,000件を越す相談を受けているが、その中の1%強が自殺リスクを有するケースと考えられる。相談は自主あるいは強制を問わず避難者が多く、かつ女性に多い傾向にある。

自殺リスク住民の相談件数

※暫定値

	全体の相談延べ件数	「希死念慮あり」 相談延べ件数
H25年度	5,566件	21件（0.4%）
H26年度	6,166件	98件（1.6%）
H27年度 （4/1～1/31）	4,047件*	64件（1.6%）*

(2) 講演活動など

うつ病や自殺、睡眠障害に関連した、専門職向けの各種研修を毎年数回行っている。また昨年は郡山市で市民向けの自殺予防の公開講座も行った。また自殺予防週間には、街頭でのビラ配りなどの市民向け活動を展開している。

(3) ゲートキーパー養成のための講師派遣

当センターが特に重視しているのが、社会福祉協議会が管轄している相談員事業であり、この生活支援員らに対する自殺予防のための研修等を行っている。

- (4) 自殺後のポストベンション
不幸にして、被災者等の自殺があった際には、要請に応じてポストベンションを行っている。昨年はいわき方部センターの管轄区域で避難者が自殺し、その避難者が居住していた仮設住居を中心に、生活支援員の研修やケアも行いつつ介入した。
- (5) アルコール問題に対する対応
福島県民はもともとアルコール消費量が多いこと、また飲酒問題が自殺と直結している問題であることから、一昨年より県の委託を受け「アルコール対応力強化事業」を自殺予防の一環として展開している。当センターでは、被災者に受け入れられやすい節酒モデルによる介入を前提とした各種研修を実施している。また昨年夏には市民向けの公開講座「お酒とのうまい付き合い方」を行った。
- (6) 県民健康管理センターとの連携
福島県立医科大学・県民健康管理センターが行っている県民健康調査によって同定された自殺等のハイリスク群に対する緊急支援を実施している。

昨年夏、いわき市で行われた市民向け講演会の様子



【今後の課題】

福島県においては、被災者の支援ニーズに対して、マンパワーの不足から専門職が十分に応えられていない現状がある。したがって今後、自殺等の深刻な問題に対応できるような専門職を増やす試みがまず必要である。その上で、来年度に向けたいくつかの課題がある。①かかりつけ医との連携強化、②ゲートキーパー、特に各種相談員に対する継続的研修システムの構築、③疲弊した支援者への支援、④アルコール対策の一層の充実などが、喫緊の課題として当センターに求められている。

文責：前田正治（福島県立医科大学、ふくしま心のケアセンター）